37. 海外渡航時の医薬品の携帯

最近，海外旅行や留学等で，医薬品を海外に持ち出すケースが増えている。米国等において医薬品の持ち込みに関したトラブルも発生しているため，渡航時の医薬品携帯については注意を要する。渡航先国の事情により，医薬品の海外からの持ち込みについては法規制が異なるため，詳細については渡航先国の在日外国公館で確認するのが確実である（外務省のホームページに，在日外国公館のリストが掲載されている http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/embassy/）。

〔英文の薬剤証明書〕

入国時の不要なトラブルを避けるため，あるいは海外で病院を受診する時に提示するために，主治医に英文の薬剤証明書（一般名，商品名，剤形，含有量，数量，疾患名等を記載）を発行してもらい携帯すると良い（図１）。主治医に書いてもらえない場合は，薬剤手帳の内容をもとに，近くの日本旅行医学会の認定医（ホームページにリスト掲載 http://www.jstm.gr.jp）や，海外に持参する医療文書を専門とする会社（http://www.obm-med.co.jp）に依頼することができる。

また，日本旅行医学会が海外旅行者のために監修・作成した書籍「自己記入式 安全カルテ－海外旅行のためのもうひとつのパスポート－」（成人用，学生用，小児用の３種類）を利用すれば，自分で旅行前に服用中の薬や病歴などを正確に書き込むことも可能である。

March 1st, 2008

To whom it may concern

I would like to introduce the following patient. It would be most appreciated if you could arrange medical care for him/her in your country. If you have any comments or questions, please forward them to me.

Name of Patient : _____

Age : ____ SEX : male/female

Diagnosis （1）Hypertension
（2）Gastric ulcer
（3）_____

Findings : Please refer to attached medical examination record.

Treatment :

Rp

Amlodipine besilate（5mg/tablet）(Amlodin® tablet)	1 tablet daily（after breakfast）
Famotidine（20mg/tablet）(Gaster® tablet)	1 tablet twice daily (after breakfast and at bedtime)
Teprenone（50mg/capsule）(Selbex® capsule)	1 capsule 3 times daily（after each meal）

_____M.D.

施設名
住　所
TEL ○○○-○○○-××××　FAX ○○○-○○○-××××

自己使用の目的で他人に売ったりする意図がないことを記載した文例

To whom it may concern

This is to certify that the drugs Miss Hanako Tanaka carries with her are solely for her personal use during her trip in the United States, and are not for sale or other purposes. She has a chronic condition of the respiratory tract for which I have prescribed those drugs which contain no narcotics.

図１　英文の薬剤証明書等の記載例

〔日本の規制〕

（麻薬）

麻薬は，厚生労働大臣の許可を受けた「麻薬輸入業者」「麻薬輸出業者」でなければ輸入・輸出することができないが，自己の疾病の治療のために麻薬を服用している場合には例外規定を設けており，事前に地方厚生（支）局長の許可を受けた場合のみ，その麻薬を携帯して輸出・輸入することができる（麻薬及び向精神薬取締法　第 13 条，第 17 条）。麻薬携帯輸出（輸入）許可申請書に医師の診断書を添え，地方厚生（支）局麻薬取締部に提出する。

九州厚生（支）局麻薬取締部の連絡先　TEL：092－472－2331　FAX：092－451－4539

（向精神薬）

麻薬及び向精神薬取締法　第 50 条の11第 2 号（輸出），麻薬及び向精神薬取締法施行規則第 30 条（携帯輸出）により，それぞれの向精神薬ごとに，出入国時に携帯できる上限量が定められている（表１）。

・注射剤および上限量を超える場合

自己の疾病の治療のため，特に必要であることを証明する書類の所持が必要。

（例えば「処方せんの写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名および数量を記載した医師の証明書」が必要）

・上限量を超えない場合

書類の所持は必要ない。

（出入国時の不要なトラブルを避ける目的で，上記の書類を所持することは差し支えない）

（風邪薬などの常備薬）

風邪薬，頭痛薬，下痢止め薬などの常備薬を個人用に携帯することは問題ない。ただし，下記の場合は一部税関で問題になることがあるので，あらかじめ渡航先国の在日外国公館に問い合わせる必要がある。

・営利目的と勘違いされるような大量の医薬品

・その国で使用が禁じられている医薬品，あるいは管理の厳しい医薬品（麻薬・睡眠薬）

（その他の薬物）

ジアセチルモルヒネ（ヘロイン），あへん末，覚せい剤および大麻は何人も輸出・輸入することはできない。また，メサドン，覚せい剤原料（塩酸エフェドリン，dl-塩酸メチルエフェドリン，塩酸セレギリン）は，携帯による輸入・輸出は認められていない。

〔米国に医薬品を持ち込む際の注意〕

日本旅行医学会は，日本人が米国に医薬品を持ち込む際の注意事項をホームページで掲示し（緊急アラート），注意喚起した（図２）。

米国の麻薬取締法の分類のうち，第１群（ヘロイン，マリファナ，LSDなど）の所持は犯罪となり，第２～５群の薬剤を携帯する場合には，英文の薬剤証明書を所持し，申告することが連邦法で定められているため，主治医に英文の薬剤証明書を書いてもらう。自己使用の目的で他人に売ったりする意図がないことを明確に記載し，品名，数量，医師の氏名，住所，連絡方法とそのサインが最低限必要である。

また，日本で第２種向精神薬として規制されているフルニトラゼパム製剤（サイレース™，ロヒプノール™等）の米国への持ち込みは，量に関係なく一切禁止されており，所持して入国した場合に懲役刑を科せられた例もある。

〔その他〕

インスリンやインターフェロン等の注射剤のディスポ注射器を携帯する場合は，英文の診断書や薬剤証明書が必要である。手荷物検査でチェックされた場合，適切な証明書の提示がないと没収が原則であり，不自然な量の注射器を持参していると疑いが晴れるまで留置されることもある。

表１　出入国時に手続きが不要な医療用向精神薬の上限量（日本の場合）

一　般　名	上限量	国内の主な商品名
第１種向精神薬		
ジペプロール	9 g	−
セコバルビタール	6 g	アイオナールNa注
フェネチリン	3 g	−
フェンメトラジン	2.25g	−
メクロカロン	9 g	−
メチルフェニデート	1.8g	コンサータ，リタリン
モダフィニル	6 g	モディオダール
第２種向精神薬		
アモバルビタール	9 g	イソミタール アモバルビタールNa注
カチン	1.5g	−
グルテチミド	15g	−
シクロバルビタール	6.75g	−
ブタルビタール	4.5g	−
ブプレノルフィン	36mg	レペタン＊
フルニトラゼパム	60mg	サイレース＊ ロヒプノール＊
ペンタゾシン	18g	ソセゴン＊ ペンタジン＊
ペントバルビタール	4.5g	ラボナ ネンブタール注
第３種向精神薬		
アミノレクス	300mg	−
アルプラゾラム	72mg	コンスタン ソラナックス
アロバルビタール	3 g	ザルソカイン＃
アンフェプラモン	2.25g	−
エスクロルビノール	22.5g	−
エスタゾラム	120mg	ユーロジン
エチナメート	30g	−
エチランフェタミン	1.8g	−
オキサゼパム	2.7g	−
オキサゾラム	1.8g	セレナール
カマゼパム	1.8g	−
クアゼパム	900mg	ドラール
クロキサゾラム	360mg	セパゾン
クロチアゼパム	900mg	リーゼ
クロナゼパム	180mg	ランドセン リボトリール
クロバザム	2.4g	マイスタン
クロラゼブ酸	900mg	メンドン
クロルジアゼポキシド	1.8g	コントール バランス
ケタゾラム	1.8g	−
ジアゼパム	1.2g	セルシン＊ ホリゾン＊ ダイアップ

一　般　名	上限量	国内の主な商品名
第３種向精神薬（つづき）		
セクブタバルビタール	3.6g	−
ゾルピデム	300mg	マイスリー
テトラゼパム	12g	−
テマゼパム	900mg	−
デロラゼパム	180mg	−
トリアゾラム	15mg	ハルシオン
ニトラゼパム	450mg	ネルボン ベンザリン
ニメタゼパム	150mg	エリミン
ノルダゼパム	450mg	−
ハラゼパム	4.8g	−
バルビタール	18g	バルビタール
ハロキサゾラム	300mg	ソメリン
ピナゼパム	600mg	−
ビニルビタール	4.5g	−
ピプラドロール	180mg	−
ピロバレロン	2.4g	−
フェノバルビタール	6 g	フェノバール＊ ワコビタール
フェンカンファミン	1.8g	−
フェンジメトラジン	3.15g	−
フェンテルミン	1.125g	−
フェンプロポレクス	360mg	−
ブトバルビタール	6 g	−
プラゼパム	600mg	セダプランコーワ
フルジアゼパム	22.5mg	エリスパン
フルラゼパム	900mg	ダルメート ベノジール
ブロチゾラム	15mg	レンドルミン
プロピルヘキセドリン	2.25g	−
ブロマゼパム	450mg	レキソタン
ペモリン	6 g	ベタナミン
ベンツフェタミン	1.5g	−
マジンドール	90mg	サノレックス
ミダゾラム	450mg	ドルミカム注
メソカルブ	900mg	−
メダゼパム	900mg	レスミット
メチプリロン	12g	−
メチルフェノバルビタール	12g	−
メフェノレクス	1.41g	−
メプロバメート	18g	−
レフェタミン	3 g	−
ロフラゼプ酸エチル	60mg	メイラックス
ロプラゾラム	60mg	−
ロラゼパム	90mg	ワイパックス
ロルメタゼパム	60mg	エバミール ロラメット

主な商品名を挙げたが，配合剤としての販売もあるので注意が必要である。
−：医療用医薬品として発売されていないもの，＊：注射剤もあり，＃：配合剤

図２　緊急アラート

― 日本旅行医学会のホームページより抜粋 ―

アメリカ本土，ハワイなどで薬剤の持込に関し，日本人のトラブルが多発しています。

睡眠薬（米国では，麻薬取締法に含まれる）の不法所持で，入国に際し逮捕された医師の例があります。また抗うつ薬を，多量に日本の主治医から家族が受け取り，郵便で米国にいる本人に送り逮捕留置され，現在裁判中の日本人駐在員もいます。

各旅行会社の団体ツアーでも，自分の持参している薬剤の適切な英文証明書を持参していないため，入国時に別室に連れて行かれ数時間尋問を受けているケースが多発しています。

これは，9月11日のテロ事件以降，爆発物や炭疽菌のチェックのため空港でのチェックや郵便物のチェックを強化しているため，違法持込み発見の頻度が高くなっているもので，法律が改正強化されたわけではありません。

米国に習慣性を生ずる薬や医療用の麻薬：例えばせき止め，利尿剤，心臓薬，鎮痛剤，睡眠剤，抗うつ剤，刺激薬などを持ち込む際には，次の手続きが必要です。

① 薬剤や類似物は，適切な表示が必要です。
② 滞在に必要な量と予備だけを持参してください。
③ 使用法などの指示を明記した主治医からの英文証明書が必要です。
④ 必ず税関で申告してください。
⑤ 連絡のとれる主治医の電話番号も明記してください。

－Los Angeles U. S. Custom Officeよりの送付資料による－

米国の麻薬取締法の薬剤リスト

第１群　米国においては医療上の使用を認めていない薬剤（乱用性が高い）
（例）ヘロイン，マリファナ，LSD，ペヨーテ，メスカリン，プシロシビン，メタカロン

第２群　乱用性が高い薬剤（重度の依存性がある）
（例）アヘン（オピウム），モルヒネ，コデイン，フェンタニル，ヒドロモルホン，メタドン，メペリジン，オキシコドン，オキシモルホン，コカイン，アンフェタミン，メタンフェタミン，フェンメトラジン，メチルフェニデート，フェンシクリジン，アモバルビタール，ペントバルビタール，セコバルビタール

第３群　乱用性が比較的低い薬剤（依存性は中程度）
（例）バルビツレート，グルテチミド，メチプリロン，ナロルフィン，ベンズフェタミン，クロルフェンテルミン，フェンジメトラジン，アヘン安息香チンキ，アモバルビタール・セコバルビタール・ペントバルビタールを含む坐薬タイプ

第４群　乱用性が低い薬剤
（例）バルビタール，フェノバルビタール，メフォバルビタール，抱水クロラール，エトクロルビノール，エチナメート，メプロバメート，パラアルデヒド，メトヘキシタール，フェンフルラミン，ジエチルプロピオン，フェンテルミン，クロルジアゼポキシド，ジアゼパム，オキサゼパム，クロラゼプ酸，フルラゼパム，クロナゼパム，プラゼパム，ロラゼパム，アルプラゾラム，ハラゼパム，テマゼパム，トリアゾラム，メブタノート，デキストロプロポキシフェン，ペンタゾシン

第５群　乱用性はほとんどないが，少量の麻薬を含む薬剤
（例）通常鎮咳または下痢止めを目的とした薬剤

〔文献〕

㈶日本公定書協会監：麻薬・向精神薬・覚せい剤管理ハンドブック 第８版,じほう, 2007.
古賀才博ら：治療学 38 (3)：243, 2004.
工藤正樹：ibid. 38 (3)：355, 2004.
足立憲昭：Nikkei Medical：133, 2000年１月号.
篠塚　規：Mebio 18 (4)：146, 2001.
日本旅行医学会ホームページ　http://www.jstm.gr.jp/